

管理運営

学則、大学院学則、教授会規則が制定され、教授会規則においては審議事項が明示されているほか、事務分掌規程では各組織の業務分掌が明示されている。大学の業務の適正な執行を図るとともに、経営効率の向上、業務の改善に資することを目的として内部監査規程、内部監査の実施に関する細則を設けている。

また、副学長2人、副学長補5人からなる学長補佐体制が整備されていることは評価できる。